# 国際知財司法シンポジウム(JSIP)2020

## ~「特許権侵害訴訟における均等論の実情」及び 「新型コロナウイルス感染症の影響下の裁判運営」~ 裁判所パートの結果概要

仙台地方裁判所判事 高橋 彩 最高裁判所調查官 熊谷 大輔

## 1 はじめに

今回で4回目となる国際知財司法シンポジウム(JSIP)2020は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下での開催となったため、例年と異なり、ウェブ会議を利用して海外のパネリストをオンラインで迎え、ライブ配信により令和3年1月21日に開催された。

開催に先立ち、小池裕最高裁判所判事より、このような状況下で参加を御快諾いただいた海外のパネリストに感謝の念を示すとともに、本シンポジウムが新たな時代に向けた知財司法の更なる発展に大きく寄与する機会となり、民事司法を含む紛争解決の進め方の改善を考えるにあたって有益な示唆が得られるものとなることを期待する旨の挨拶が行われた。



(小池裕最高裁判所判事による開催挨拶)

裁判所の担当するパートにおいては、英独の裁判官と米国の弁護士1をパネリストとして、

<sup>1</sup> 英国高等法院(当時)Colin Birss裁判官、ドイツ連邦通常裁判所Klaus Bacher裁判官及び米国 Dorsey & Whitney法律事務所Paul T. Meiklejohn弁護士。また、日本のパネリスト及びモデレーターとして、城山康文弁護士及び相良由里子弁護士のほか、大鷹一郎知財高裁所長及び筆者らが登壇した。

「特許権侵害訴訟における均等論の実情」及び「新型コロナウイルス感染症の影響下の裁判運営」をテーマとしたパネルディスカッションを行った。時差を伴う地域とのオンラインでの開催に伴う制約の下で有意義なディスカッションを行うため、「特許権侵害訴訟における均等論の実情」については、開催に先立ち、模擬事例に基づく日本の模擬裁判の動画を配信し、米英独の実務家にも同一の模擬事例を検討して頂いた上で、パネルディスカッションに臨むという形式をとった。

以下、パネルディスカッションにおける議論の結果を紹介する<sup>2</sup>。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

## 2 特許権侵害訴訟における均等論の実情<sup>3</sup>

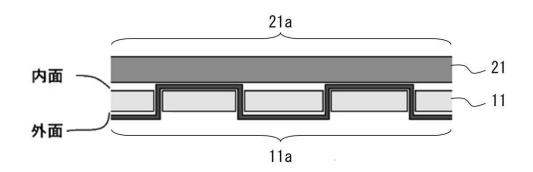
## (1) 模擬事例とその判断

## ア 模擬事例の概要

模擬事例は、知財高裁が均等侵害を肯定した事例として著名な中空ゴルフクラブヘッド事件 (知財高裁平成21年(ネ)第10006号事件) をベースにした特許権侵害訴訟である。模擬事例は知財高裁ウェブサイトに掲載されており、詳細についてはこれを参照されたいが、以下にポイントとなる点を簡単に説明する。

## (ア) 特許請求の範囲及び発明の詳細な説明

侵害が問題とされている特許権に係る特許(本件特許)の特許請求の範囲には、「前記複数の貫通穴を通されて前記金属製外殻部材の内面と外面を交互に通り、その形状が維持されたFRP製糸部材を、接着剤と共に、前記金属製外殻部材と前記FRP製外殻部材との間に介在させることによって、」(構成要件C)との記載があり、次の実施例の図が明細書に添付され、明細書の発明の詳細な説明には段落【0015】の記載がある。



<sup>2</sup> 事例説明、模擬裁判及びパネルディスカッションの動画は、最高裁行政局YouTube (https://youtube.com/channel/UC8e\_LoV04a5G254ry87EaoQ) において視聴可能である。模擬裁判及びパネルディスカッションに関する資料(事例、スライド、判決等) は知財高裁ウェブサイトの国際知財司法シンポジウム (JSIP2020) のページ (https://www.ip.courts.go.jp/jsip/2020/vcms\_1498.html) において公開されている。

<sup>3</sup> 特許権侵害訴訟における均等論の実情のテーマについては、模擬事例の作成及び各国制度の比較検討に当たり、知財高裁判事(森義之部総括判事、眞鍋美穂子判事、小林康彦判事、佐野信判事、関根澄子判事、國分隆文判事、中島朋宏判事、都野道紀判事、石神有吾判事)、知財高裁調査官(松永稔調査官、山口和弘調査官)から、数多くの基礎資料や助言を頂いた(所属は関与当時のもの。)。なお、筆者らの執筆当時の所属は知的財産高等裁判所である。